



KAWASAKI CITY

# 環境アセスメントに係るお知らせ

平成26年7月25日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき（仮称）柿生共同住宅計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	<ul style="list-style-type: none"> <li>住所 横浜市神奈川区鶴屋町三丁目32番1号 名称 株式会社ニッパツサービス 代表者 取締役社長 木村 文昭</li> <li>住所 長野県駒ヶ根市北町22番1号 名称：株式会社ヤマウラ 代表者：代表取締役社長 山浦 速夫</li> </ul>
	指定開発行為の名称	（仮称）柿生共同住宅計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区上麻生七丁目245ほか
	指定開発行為の目的	共同住宅の建設
	指定開発行為の内容	区域面積：約 8,740 m <sup>2</sup> （第一種中高層住居専用地域） 建築面積：約 3,442 m <sup>2</sup> 延べ面積：約 18,705 m <sup>2</sup> 建物階数：地上5階（地上9層） 建築物の高さ：約 14.95m
	指定開発行為の施行期間	着工予定：平成26年10月 完了予定：平成28年 5月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期 間：平成26年7月25日（金）から 平成26年8月8日（金）まで 土曜日及び日曜日は除きます。ただし、麻生区役所では第4土曜日の午前中も縦覧を行います。 時 間：川崎市では午前8時30分から午後5時まで 町田市役所では午前9時30分から午後4時30分まで 三輪コミュニティセンターでは午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて標記条例見解書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0-0.html</a>
	縦 覧 場 所	川崎市：麻生区役所及び本庁（環境局環境評価室） 町田市：三輪コミュニティセンター及び町田市役所（環境資源部環境保全課）
	問 合 せ 先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156